

県北広域振興局長告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年6月19日

県北広域振興局長 米内靖士

共同生活援助

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0320700073	はぐくみ。2号館	久慈市大川目町第2地割38番地4	令和8年5月31日